

次期山形県地域公共交通計画作成に向けたスケジュール・骨子案に対する 意見・疑義照会等への対応について

令和 6 年度第 3 回山形県地域公共交通活性化協議会 議事（４）「次期山形県地域公共交通計画の骨子案・スケジュール案の提案について」に対する意見及び疑義について、下記により対応するもの。

○意見 1

総合支庁単位の地域別目標は定性的なものになることが推定されるが、定量的な効果測定の要素も考慮に入れるべき。

対応方針)

地域別目標の設定については、今後地域別部会において検討を進めることになるが、総合支庁単位の圏域における定量的な目標値の設定について、目標設定全体の中で検討していくこととする。

○意見 2

計画の中に「(市町村職員の) 専門人材の養成・確保」に関する項目を盛り込んでほしい。

対応方針)

資料 7－1 3 枚目の施策の方向性のうち「市町村」及び「全体」の「人材」に関連させる形で、「専門人材の育成に向けた研修等の実施」について、事業等を設定することとする。

○意見 3

地域別部会の場に、鉄道輸送の大量輸送が発揮されていない沿線について J R からも可能な範囲で参加させてもらいたい。

対応方針)

今年度の地域別部会の開催に当たり、J R 東日本東北本部にオブザーバー参加を呼び掛けている。

○意見 4（県議会交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員会からの提言）

県民や観光客の多様な交通行動を反映した地域公共交通施策を展開するため、次期山形県地域公共交通計画の策定に当たっては、各種人流データなどの交通実態に係る調査結果を基に、山形県が目指すべき地域公共交通網の全体像を明確にしたものとする。

また、地域の実情に即し、若者を始め様々な住民の意見を反映させた市町村の地域公共交通計画策定の取組みを更に支援すること。

対応方針)

次期山形県地域公共交通計画の作成に当たり、人流データ等を活用しながら、全県、総合支庁単位及び市町村単位で現状を把握することとする。

資料 7－1 3 枚目の施策の方向性のうち、「市町村」に関連させる形で、「市町村が個別に作成する地域公共交通計画に基づく取組等への支援」について、事業等を設定することとする。